

議案第80号

静岡市立病院条例の一部改正について

静岡市立病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立病院条例の一部を改正する条例

静岡市立病院条例（平成15年静岡市条例第173号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市立清水病院条例

第1条中「静岡市立静岡病院及び」及び「これらを」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院の成立の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの静岡市立静岡病院の利用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。